

## 名古屋市南区選挙管理委員会告示第2号

### 選挙期日における投票管理者及び同職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第24条第1項の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

1 投票管理者

別紙省略

2 投票管理者の職務代理者

別紙省略

名古屋市南区選挙管理委員会

## 名古屋市南区選挙管理委員会告示第3号

### 期日前投票所における投票管理者及び同職務代理者並びにその者が 職務を行うべき日について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第37条第2項及び同法施行令（昭和25年政令89号）第24条第1項の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次の通り選任し、併せてその者が職務を行うべき日を次のとおり定める。

令和8年1月27日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

- 1 投票管理者の住所の一部及び氏名並びにその職務を行うべき日  
別紙省略
- 2 投票管理者の職務代理者の住所の一部及び氏名並びにその職務を行うべき日  
別紙省略

名古屋市南区選挙管理委員会

# 名古屋市南区選挙管理委員会告示第4号

## 選挙期日における投票所の場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第39条の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の選挙期日における投票所を次のとおり指定する。

令和8年1月27日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

### 1 投票所の場所

別紙のとおり

名古屋市南区選挙管理委員会

## 選挙期日における投票所一覧表

投票区	投票所にあてる施設の名称	所 在 地
明 治	名古屋市立明治小学校 プレイルーム	明治二丁目3番50号
伝 馬	名古屋市立伝馬小学校 多目的室	豊二丁目38番9号
豊 田	名古屋市立豊田小学校 体育館	豊田一丁目19番23号
道徳東	名古屋市立大江中学校 ランチルーム	道徳新町5丁目48番地
道徳西	県営七条住宅 集会所	七条町1丁目3番地の2
道徳北	名古屋市立道徳小学校 第2多目的室	道徳新町5丁目43番地
呼続南	名古屋市立新郊中学校 特別活動室	呼続四丁目4番8号
呼続北	熊野三社 社務所	呼続二丁目6番33号
大 磯	名古屋市立大磯小学校 特別活動室	北内町5丁目1番地
菊 住	名古屋市立菊住小学校 プレイルーム	駄上一丁目12番37号
桜	名古屋市立桜小学校 トワイライトスクール室	桜台二丁目13番38号
春日野	名古屋市立春日野小学校 特別活動室	春日野町9番地の1
桜 田	名古屋市立桜田中学校 ランチルーム	中江一丁目4番52号
笠寺東	笠寺コミュニティセンター 会議室	前浜通5丁目2番地の31
笠寺南	名古屋市立笠寺小学校 特別活動室	本星崎町字本城765番地
笠寺北	名古屋市立本城中学校 体育館	鳥山町3丁目1番地
笠 東	名古屋市立笠東小学校 特別活動室	芝町113番地
大 生	名古屋市立大生小学校 特別活動室	西又兵エ町3丁目76番地
宝 東	名古屋市立南光中学校 ランチルーム	浜田町4丁目119番地
宝 西	名古屋市立宝小学校 特別活動室	中割町2丁目5番地
宝 南	名古屋市立宝南小学校 特別活動室	堤起町3丁目48番地
白水南	名古屋市立名南中学校 ランチルーム	三吉町5丁目43番地
白水北	名古屋市立白水小学校 特別活動室	松下町2丁目1番地
柴 田	つどいの館和光 会議室	元柴田東町2丁目20番地の2
千 鳥	名古屋市立千鳥小学校 特別活動室	三吉町6丁目1番地の1
星 崎	星崎コミュニティセンター 会議室	元鳴尾町1番地

## 名古屋市南区選挙管理委員会告示第5号

### 期日前投票所の場所について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項により読み替えて適用される同法第39条の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の場所を次のとおり指定する。

令和8年1月27日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

#### 1 期日前投票所の場所

名古屋市南区前浜通3丁目10番地

名古屋市南区役所 大会議室(2)(3)

名古屋市南区選挙管理委員会

## 名古屋市南区選挙管理委員会告示第 6 号

### 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 8 日執行の第 51 回衆議院議員総選挙における在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 27 日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

#### 1 指定する期日前投票所

名古屋市南区期日前投票所

（名古屋市南区前浜通 3 丁目 10 番地 名古屋市南区役所大会議室（2）

（3））

名古屋市南区選挙管理委員会

名古屋市南区選挙管理委員会告示第7号

開票管理者及び同職務代理者の選任について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第61条第2項及び同法施行令（昭和25年政令第89号）第67条第1項の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における名古屋市南区開票区の開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和8年1月27日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

1 開票管理者

別紙省略

2 開票管理者の職務を代理すべき者

別紙省略

名古屋市南区選挙管理委員会

## 名古屋市南区選挙管理委員会告示第 8 号

### 開票立会人の選任のくじの場所及び日時について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 62 条第 2 項、第 4 項又は第 5 項の規定に基づく令和 8 年 2 月 8 日執行の第 51 回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における名古屋市南区開票区の開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 27 日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

#### 1 くじを行う場所

名古屋市南区前浜通 3 丁目 10 番地

名古屋市南区役所 特別会議室

#### 2 くじを行う日時

令和 8 年 2 月 6 日

午後 2 時

名古屋市南区選挙管理委員会

## 名古屋市南区選挙管理委員会告示第9号

### 開票の場所及び日時について

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条の規定に基づき、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における名古屋市南区開票区の開票の場所及び日時を次のとおり指定する。

令和8年1月27日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

#### 1 場 所

名古屋市南区前浜通3丁目10番地

名古屋市南区役所 講堂

#### 2 日 時

令和8年2月8日

午後9時15分

名古屋市南区選挙管理委員会

名古屋市南区選挙管理委員会告示第 10 号

ポスター掲示場の設置場所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場の設置場所を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 27 日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

1 設置場所

別紙省略

名古屋市南区選挙管理委員会

名古屋市南区選挙管理委員会告示第 11 号

審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所について

最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 23 年政令第22号）第19条の規定に基づき、令和 8 年 2 月 8 日執行の最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 27 日

名古屋市南区選挙管理委員会委員長 渡邊 賢次

1 掲示場所

別紙のとおり

名古屋市南区選挙管理委員会

## 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等の掲示場所

投票区	掲 示 場 所	投票区	掲 示 場 所
明 治	明治二丁目 3 番 50 号 明治小学校 西側フェンス	笠寺東	前浜通 5 丁目 2 番地の31 笠寺コミュニティセンター 正面フェンス
伝 馬	豊二丁目 38 番 9 号 伝馬小学校 正門南東側フェンス	笠寺南	本星崎町字本城 765 笠寺小学校 西側フェンス
豊 田	豊田一丁目 19 番 23 号 豊田小学校 東側フェンス	笠寺北	鳥山町 3 丁目 1 番地 本城中学校 西側アルミ柵
道徳東	道徳新町 5 丁目 48 番地 大江中学校 東側フェンス	笠 東	芝町 113 番地 笠東小学校 西側フェンス
道徳西	七条町 1 丁目 3 番地の 2 県営七条住宅 北側道路沿いフェンス	大 生	西又兵衛町 3 丁目 76 番地 大生小学校 西側フェンス
道徳北	道徳新町 5 丁目 43 番地 道徳小学校 西側フェンス	宝 東	浜田町 4 丁目 119 番地 南光中学校 北側フェンス
呼続南	呼続四丁目 4 番 8 号 新郊中学校 北側金網塀	宝 西	中割町 2 丁目 5 番地 宝小学校 西側フェンス
呼続北	呼続二丁目 6 番 33 号 熊野三社 社務所横鉄柵	宝 南	堤起町 3 丁目 48 番地 宝南小学校 東側フェンス
大 磐	北内町 5 丁目 1 番地 大磐小学校 東側フェンス	白水南	三吉町 5 丁目 43 番地 名南中学校 南側フェンス
菊 住	駄上一丁目 12 番 37 号 菊住小学校 南側フェンス	白水北	松下町 2 丁目 1 番地 白水小学校 西側フェンス
桜	桜台二丁目 13 番 38 号 桜小学校 西側金網塀	柴 田	元柴田東町 2 丁目 20 番地の 2 つどいの館和光 西側フェンス
春日野	春日野町 9 番地の 1 春日野小学校 西側フェンス	千 鳥	三吉町 6 丁目 1 番地 千鳥小学校 東側フェンス
桜 田	中江一丁目 4 番 52 号 桜田中学校 西側フェンス	星 崎	元鳴尾町 1 番地 星崎コミュニティセンター 南側スロープ

## 名古屋市南区選挙管理委員会告示第 12 号

### 投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序のくじについて

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 175 条第 3 項の規定に基づく令和 8 年 2 月 8 日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の投票所内における候補者の氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定める。

令和 8 年 1 月 27 日

名古屋市南区選挙管理委員会委 員 長 渡邊 賢次

#### 1 くじを行う場所

名古屋市南区前浜通 3 丁目 10 番地  
名古屋市南区役所 特別会議室

#### 2 くじを行う日時

令和 8 年 1 月 27 日  
午後 5 時 15 分

名古屋市南区選挙管理委員会